

改正後	改正前
<p>（危険に対応する額の算出）</p> <p>第九十九条 法第二十一条第一項の主務省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 市場リスク相当額（商品市場における相場等に係る変動その他の理由により発生し得る危険に相当する額として主務大臣が定めるところにより算出した額をいう。次項本文及び第百条の二第一項第二号において同じ。）</p> <p>二 取引先リスク相当額（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険に相当する額として主務大臣が定めるところにより算出した額をいう。次項本文及び第百条の二第一項第二号において同じ。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 商品先物取引業者（令第二十八条各号に掲げる者に該当する者を除く。次条において同じ。）は、業務の態様に応じて合理的な方法により、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、営業日ごとに把握するものとする。ただし、営業日ごとに、金融商品取引業等に関する内閣府令第一百七十八条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する市場リスク相当額及び同項第二号に規定する取引先リスク相当額を把握している金融商品取引業者である商品先物取引業者については、この限りでない。</p>	<p>（危険に対応する額の算出）</p> <p>第九十九条 法第二十一条第一項の主務省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 市場リスク相当額（商品市場における相場等に係る変動その他の理由により発生し得る危険に相当する額として主務大臣が定めるところにより算出した額をいう。次項及び第百条の二第一項第二号において同じ。）</p> <p>二 取引先リスク相当額（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険に相当する額として主務大臣が定めるところにより算出した額をいう。次項及び第百条の二第一項第二号において同じ。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 商品先物取引業者（令第二十八条各号に掲げる者に該当する者を除く。次条において同じ。）は、業務の態様に応じて合理的な方法により、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、営業日ごとに把握するものとする。</p>

(純資産額規制比率の届出)

第百条 法第二百十一条第一項に定める毎月末の純資産額規制比率の届出は、第百七条第一項第一号の規定により提出する月次報告書をもつて行うものとする。

2| 金融商品取引業者である商品先物取引業者は、第三十八条、前条及び前項の規定にかかわらず、純資産額として金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十六条第一項に定める額の合計額から同令第百七十七条第一項に定める額の合計額を控除したものを、法第二百十一条第一項の主務省令で定めるところにより算定した額として同令第百七十八条第一項に定める額の合計額を、それぞれ用いて純資産額規制比率を算出し、書面(様式第十二号の純資産額規制比率に係る部分の記載と同等以上の内容)を有するものに限る。)によりこれを届け出ることができる。

3| (略)

4| 前項第一号に該当することとなった商品先物取引業者は、法第二百十一条第一項の規定に基づき、直ちに、その旨を主務大臣に届け出、かつ、営業日ごとに、様式第十号により純資産額規制比率に関する届出書を作成し、遅滞なく、これを主務大臣に提出しなければならない。

5| (略)

6| 第三項第二号に該当することとなった商品先物取引業者は、法第二百十一条第一項の規定に基づき、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

7| 商品先物取引業者は、毎営業日ごとに、純資産額規制比率の

(純資産額規制比率の届出)

第百条 (新設)

(新設)

1| (略)

2| 第一項第一号に該当することとなった商品先物取引業者は、法第二百十一条第一項の規定に基づき、直ちに、その旨を主務大臣に届け出、かつ、営業日ごとに、様式第十号により純資産額規制比率に関する届出書を作成し、遅滞なく、これを主務大臣に提出しなければならない。

3| (略)

4| 第一項第二号に該当することとなった商品先物取引業者は、法第二百十一条第一項の規定に基づき、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5| 商品先物取引業者は、毎営業日ごとに、純資産額規制比率の

状況を適切に把握しなければならない。ただし、毎営業日ごとに、金融商品取引業等に関する内閣府令第一百七十九条第六項の規定に基づき金融商品取引法第四十六条の六第一項に規定する自己資本規制比率の状況を適切に把握している金融商品取引業者である商品先物取引業者については、この限りでない。

(適用除外行為)

第二百二条 法第二百十四条第三号の委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 委託者から資金総額について同意を得た上で、前条各号に掲げる事項のうち指示がないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、商品先物取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この号において同じ。)により締結し、当該契約に基づき商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為(当該契約の概要その他の参考となるべき事項を記載した書面の交付(当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。)を受け、当該事項を理解している委託者から委託を受ける行為に限る。)

五 特定委託者(法第九十七条の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第九十七条の五

状況を適切に把握しなければならない。

(適用除外行為)

第二百二条 法第二百十四条第三号の委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 委託者の計算による商品市場における取引等又は外国商品市場取引等であつて、委託者があらかじめ定められた額の損失又は利益が発生した場合において、委託者から前条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項のうち指示がないものについては、電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により、当該取引のすべてに係る決済を転売又は買戻により結了させることを内容とする契約を書面により締結し、当該契約に基づき商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為

(新設)

第四項又は第六項の規定により特定委託者とみなされる者を  
含む。次号において同じ。）及び特定当業者（法第九十七  
条の八第二項において準用する法第九十七條の四第五項又  
は第八項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第  
百九十七條の九第二項において準用する法第九十七條の五  
第四項又は第六項の規定により特定当業者とみなされる者を  
含む。以下同じ。）から前条各号（第四号を除く。）に掲げ  
る事項について同意を得た上で、同条第四号に掲げる事項に  
ついては当該同意の時点における相場（当該同意の時点にお  
ける相場がない場合には、当該同意の直近の時点における相  
場）を考慮して適切な幅を持たせた同意（次号において「特  
定同意」という。）の範囲内で商品先物取引業者が定めるこ  
とができることを内容とする契約に基づき商品市場における  
取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為

六 特定委託者及び特定当業者から前条第一号、第二号及び第  
五号から第七号までに掲げる事項並びに個別の取引の総額並  
びに同条第三号又は第四号に掲げる事項の一方について同意  
（第四号に掲げる事項については、特定同意を含む。）を得  
た上で、他方については商品先物取引業者が定めることがで  
きることを内容とする契約に基づき商品市場における取引等  
又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為

2・3 (略)

(不招請勧誘の禁止の例外)

第二百二条の二 法第二百十四條第九号の主務省令で定める行為は  
、商品先物取引業者が継続的取引関係にある顧客（既に当該商

(新設)

2・3 (略)

(不招請勧誘の禁止の例外)

第二百二条の二 法第二百十四條第九号の主務省令で定める行為は  
、商品先物取引業者が継続的取引関係にある顧客（既に当該商

品先物取引業者と次の各号に掲げるいずれかの契約を締結している者（第三号に掲げる契約を締結している者にあつては、当該者が当該商品先物取引業者との間で最初に同号に掲げる契約を締結した日から九十日を経過した場合であつて、かつ、勧誘の日前一年間に二以上の同号に規定する取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の同号に規定する取引の残高を有する場合には、（をいう。））に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約（第三号に掲げる契約に係る顧客に対しては、当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。）の締結を勧誘する行為とする。

一・二 （略）

三 顧客のために金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ（同条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うことを内容とする契約

（禁止行為）

第三百三条 法第二百四十四条第十号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～五 （略）

六 商品市場における取引等の委託、外国商品市場取引等の委託又は店頭商品デリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理（次号及び第八号において「店頭商品デリバティブ取引等」という。）につき、顧客（特定委託者（法第九十七条の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみな

品先物取引業者と次の各号に掲げるいずれかの契約を締結している者をいう。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約の締結を勧誘する行為とする。

一・二 （略）

（新設）

第三百三条 法第二百四十四条第十号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～五 （略）

（禁止行為）

六 商品市場における取引等の委託、外国商品市場取引等の委託又は店頭商品デリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理（次号及び第八号において「店頭商品デリバティブ取引等」という。）につき、顧客（特定委託者（法第九十七条の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみな

される者を除き、法第九十七條の五第四項（法第九十七條の六第六項において準用する場合を含む。）又は第九十七條の五第六項（法第九十七條の六第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定委託者とみなされる者を含む。以下同じ。）及び特定当業者を除く。）に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。

七〇二十五（略）

2  
1（略）

される者を除き、法第九十七條の五第四項（法第九十七條の六第六項において準用する場合を含む。）又は第九十七條の五第六項（法第九十七條の六第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定委託者とみなされる者を含む。以下同じ。）及び特定当業者（法第九十七條の八第二項において準用する法第九十七條の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第九十七條の九第二項において準用する法第九十七條の五第四項又は第六項の規定により特定当業者とみなされる者を含む。以下同じ。）を除く。）に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。

七〇二十五（略）

2  
1（略）